

日常支援（一般利用・会員登録）申込書兼業務請負契約書

申込日	年	月	日	紹介者			
フリガナ 氏名				性別	男性	生年月日	M・T・S 年 月 日
					女性	年齢	歳
住所	〒				自宅電話		
					携帯電話		
緊急連絡先	氏名	住所	続柄		自宅電話		
					携帯電話		
請求先	氏名	住所	続柄		自宅電話		
					携帯電話		

上記利用申込者（以下「甲」という）と一般社団法人夢ネットはちどり（以下「乙」という）は、次のように業務請負契約（以下「本契約」という）を結びます。

第1条（契約の目的）

乙が甲より請け負う業務は、同行サービス及び生活支援サービス業務です。甲の依頼を受けた乙は、乙が委託契約を結んでいる「はちどりワーカー」をもって業務内容の遂行に当たります。

第2条（賠償責任）

業務中に甲の所有物を「はちどりワーカー」の過失により紛失、破損した場合、又は、甲に怪我をさせた場合は乙の責任となり、乙は甲に対して損害賠償保険の範囲内で賠償します。

第3条（契約の期間・終了）

一般利用の場合の本契約の有効期間はサービス業務提供期間といたします。契約期間は業務開始日時に始まり、業務終了日時で終了します。

2 登録会員の本契約の有効期間は1年間とし、甲から契約終了の申し出がない限り、更に1年間契約が自動的に延長されます。

第4条（利用料金・支払）

業務請負の請負金額は、業務内容と利用時間に応じて乙の定めるサービス料金規定に基づく料金に消費税を加算し支払うものとします。

2 甲から乙への支払は乙が指定する郵便振替または銀行引き落としによって指定の口座へ振り込まれるものとします。その際の引き落とし手数料及び振込手数料は甲の負担とします。

第5条（移動）

同行支援中の移動でタクシーや公共交通機関を利用した場合は、同乗する「はちどりワーカー」の乗車賃は甲が負担します。

2 同行支援の移動のためにタクシーや公共交通機関及び「はちどりワーカー」の車に乗車中の万一の事故の補償は当該車両の保険の範囲内となり乙による保証はありません。

3 「はちどりワーカー」が同行支援の移動のために提供した自家用車に甲が乗車した場合は、甲は燃料費等の実費として1km走行につき50円を乙に支払うこととします。

第6条（守秘義務）

乙は甲に関して知り得た情報を一切他に漏らしません。

サービス料金規程

サービス提供金額

基本料金（一般料金）	1時間 2,200円（税別）
基本料金（登録会員料金）	1時間 2,080円（税別）

ご利用時間帯に応じて割り増し料金が発生いたします。

早朝割増	6:00～8:00	時間単価の125%
夜間割増	18:00～22:00	時間単価の125%
深夜割増	22:00～6:00	時間単価の150%

登録会員は下記の年会費が必要となります。

登録会員の年会費	初年度 2,400円（税別）
※登録会員の方は銀行引き落とし制度の申し込みが必要となります	次年度より 1,200円（税別）

その他身体的な介護技術や医療的処置が想定される場合には別途専門業務割増料金が発生いたします。

介護的サービス	時間単価の150%
医療的サービス	時間単価の150%

